

介護職員の人材確保を求める意見書

政府は、平成27年度介護報酬改定において、2.27%の報酬引下げを決めた。物価高を勘案すれば、過去最大幅の引下げである。

介護報酬のマイナス改定により、介護事業所の倒産は過去最悪のペースで推移し、介護職員の人手不足も深刻となっている。働きながら介護する人の命綱である介護サービスの担い手が不足する現状では、介護離職は増える一方である。

介護サービスを確保するためには、全職種平均に比べて月額給与が約10万円も低い介護職員の処遇を改善し、人材を確保することが必要不可欠である。平成27年11月に取りまとめられた政府の「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」では、「介護離職ゼロ」をうたっているが、介護職員の処遇改善のための対策が十分に盛り込まれていない内容である。

よって、国においては、介護職員等の処遇改善を含め、実効性ある介護人材確保のための対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣

福島県議会議長 杉山純一